

議案第 5 号

君津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

君津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 9 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 3 6 号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）の公布に伴い、条例の規定を整理するため、君津市個人情報保護条例（平成 9 年君津市条例第 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

君津市個人情報保護条例（平成 9 年君津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 2 項」に改め、同条第 7 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改める。

第 2 1 条の 2 第 2 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 1 9 条第 7 号」を「第 1 9 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第 2 1 条の 2 第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

君津市個人情報保護条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3) ～(6) 省略</p> <p>(7) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>個人情報保護に関する法律第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(8) ～(10) 省略</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第21条の2 省略</p> <p>2 実施機関は、前項に規定する訂正の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3) ～(6) 省略</p> <p>(7) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(8) ～(10) 省略</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第21条の2 省略</p> <p>2 実施機関は、前項に規定する訂正の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び<u>番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

3 ~ 4 省略

3 ~ 4 省略